

## 豊中市プレミアム付商品券 参加店舗募集要項

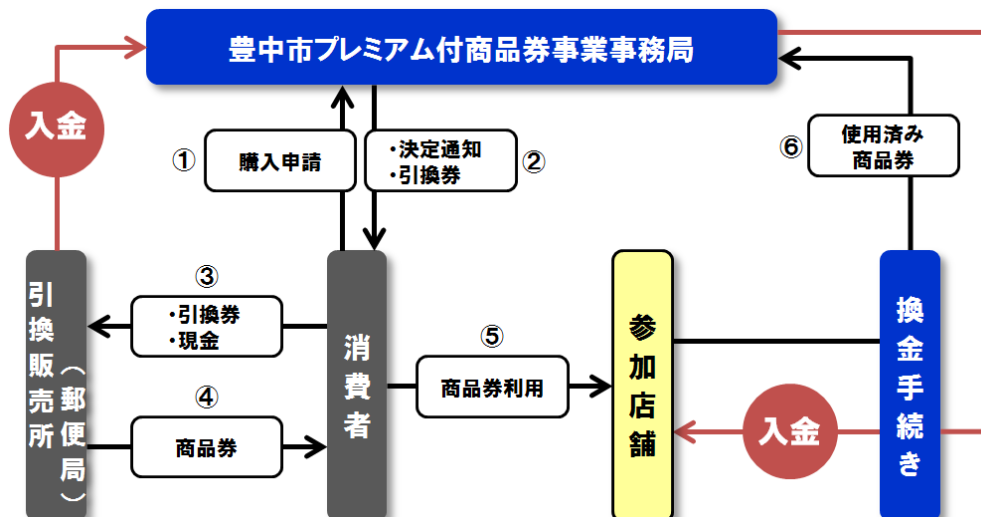
豊中市では、消費税・地方消費税率引上げが低所得者と子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、豊中市内の小売店、飲食店などで利用できるプレミアム率 20%の商品券を発行します。

つきましては、商品券を取扱う事業者を、以下のとおり募集します。

### 1. 商品券の概要

名称	豊中市プレミアム付商品券
発行	豊中市
購入対象者	非課税者および平成 28 年(2016 年)4 月 2 日～令和元年(2019 年)9 月 30 日の間に生まれた児童が属する世帯の世帯主
発行総数	45 万冊
発行内容	500 円券×10 枚綴り(5,000 円分)
販売価格	1 冊 4,000 円(5,000 円分を 4,000 円で販売) プレミアム率 20%(参加店舗の負担はなし)
購入限度	お 1 人様 5 冊まで
参加店舗	・豊中市内の小売店、飲食店、衣料品店、サービス業 等 ・参加店舗の登録は無料
販売方法	購入希望者が引換券を持って最寄りの郵便局で購入
引換期間	令和元年(2019 年)9 月中旬 ～令和 2 年(2020 年)1 月 31 日(金)
利用開始	令和元年(2019 年)10 月 1 日(火)より
有効期限	令和 2 年(2020 年) 2 月 29 日(土)まで

### 《事業全体の流れ》



## 2. 参加店舗の募集内容

### (1) 参加資格

豊中市内に、事業所または店舗がある事業者で以下の事業者以外とする。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業を行う者
- 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条 第 2 号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行う者
- その他、豊中市が指定する者

## 3. 商品券の取扱いについて

### (1) 商品券取扱遵守事項

1. 商品券は「プレミアム付商品券参加店」として承認された店舗等で、有効期限(令和 2 年(2020 年) 2 月 29 日)まで利用可能です。  
有効期限を過ぎた商品券は、受け取らないでください。
2. 商品券額面以下の利用の場合であっても、お釣りは渡さないでください。  
不足分は現金等で受け取ってください。
3. 個人の消費者が使用する場合に利用可能としています。業者間の取引には利用できません。
4. 商品券と現金の交換および転売は禁止しています。
5. 綴りから切り離されたチケットは原則利用できませんが、消費者が綴りを持っており、チケットの番号からその綴りのものと確認できれば利用可能としてください。
6. 使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認してください。  
なお、特殊な光沢がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。  
また、その旨を豊中市プレミアム付商品券事業事務局へ報告してください。
7. 商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、券裏面に参加店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受取りを拒否してください。
8. 3 ページに記載の「(2) 商品券の利用対象にならないもの」および参加店舗において商品券の利用対象としない商品・サービスを独自に定める場合は、予め消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に商品券を利用できない商品・サービスである旨を明示してください。
9. 商品券の取扱等については、商品券を取り扱う全ての方に周知願います。
10. 商品券は、お金と同様、取り扱いに注意してください。保管、管理方法にも十分留意してください。
11. 盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して、豊中市は責任を負いません。
12. 以下の事項は、禁止します。
  - (ア) 商品券を購入した者が、自社商品の購買に商品券を活用すること
  - (イ) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為

## (2)商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金・電話料金など）
- 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード、乗車券等の換金性の高いものの購入
- 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
- 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 現金との換金、金融機関への預入れ
- 会費、商品およびサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限満了日が令和 2 年（2020 年）2 月 29 日を越えるもの
- 各参加店舗が利用対象外として指定するもの
- その他、豊中市が指定するもの

## 4. 商品券の換金

1. 換金方法等の詳細については、参加店舗として登録された事業者に配布する「参加店舗マニュアル」のとおりとします。  
※換金請求期間を過ぎてからの受け付けには応じられません。必ず期間中に換金手続きをしてください。

## 5. 申込方法

1. 参加店舗の登録希望者は、「参加店舗募集要項」に同意の上、下記専用ホームページよりお申し込みください。もしくは「募集要項」ならびに「誓約・同意事項（参加店舗申込書の裏面）」に誓約・同意の上、「参加店舗申込書」に必要事項をご記入いただき、事務局へ FAX または郵送でお申し込みください。申込開始は、令和元年（2019 年）6 月 10 日（月）から（ホームページからの店舗登録は、6 月 17 日（月）以降）とし、随時申込みを受け付けます。
2. 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、店舗ごとにお申し込みください。書面（「参加店舗申込書」を FAX や郵送）でのお申込みの場合は、原則、事業者単位で一括してお申し込みください。なお、全ての参加店舗が「参加店舗募集要項」ならびに「誓約・同意事項」に誓約・同意していただいた上で、申込み必要があります。
3. 申込みのあった事業者については、豊中市の承認を得て、参加店舗として登録いたします。登録の是非については、随時、事務局よりご連絡差し上げます。
4. 参加店舗として登録された事業者には、「参加店舗マニュアル」や「参加店舗登録証」および店頭でご利用いただくステッカー等のツール類を配布いたします。

◆ホームページからの店舗登録は、以下 URL へアクセスしてください。

URL : <https://www.toyonaka-premium.com/request/>

QRコード→



#### 6. 参加店舗の登録取消等

1. 参加店舗に違反行為があった場合、もしくは登録に虚偽または不正の事実があった場合は、登録取消、換金拒否、損害賠償の発生等が生じることがあります。
2. 登録を受けた店舗が、やむを得ず登録を取り消す場合は、豊中市プレミアム付商品券事業事務局に連絡してください。その際、それまでの換金を終了させ、豊中市プレミアム付商品券事業事務局に「参加店舗登録証」を返却してください。

#### 7. その他 留意事項

1. 参加店舗に配布するステッカーやポスター等は、消費者の目に留まりやすい場所に掲示してください。
2. 店舗情報(店舗名・所在地・電話番号・業種等)は、ホームページやチラシ等に公表させていただきます。
3. 商品券の受取りは、事務局からの返信により登録が完了してから可能です。  
申込書を提出された時点では、参加店舗としての登録が承認されていません。
4. 参加店舗は、豊中市プレミアム付商品券事業事務局の運営ならびに、商品券利用可能期間内に、商品券利用促進キャンペーン(プレミアム付商品券限定のお得セットの販売等)へのご協力をお願いいたします。
5. 国や豊中市の方針等によって、内容が変更される場合がありますが、ご了承ください。

#### 問合せ先

豊中市プレミアム付商品券事業事務局  
大阪府豊中市蛸池西町 2-2-1  
TEL:06-4865-5701